

決 議

豊島事件は、昭和五十年、事業者による有害産業廃棄物処理場建設計画が提示されてから十九年目を迎えます。

当初から、今日のような状態を懸念していた私たちは、産業廃棄物の持ち込みに対して全面的に反対してきました。

訴訟、県庁への抗議デモを経て、無害物によるミミズ養殖に限るということとで和解に至りましたが、それでも、「いずれは悪質な違法行為が行われる。」という予測を禁じ得なかった私たち住民に対して香川県は、「十分な監視と指導」を約束しました。

操業開始と同時に事業者の行為は悪質を極め増長を繰り返しました。

私たちは再三にわたり香川県に対して違法性を訴えてきましたが、香川県は、「合法」との説明を繰り返すばかりでした。

兵庫県警の摘発によってその違法な実態が表面化し、裁判の記録から香川県が業者に加担していたことが明らかになりました。

私たちは、この事実を許すことができません。

大量生産、大量廃棄の時代。離島、山村の弱者が廃棄物の犠牲になる時代に警鐘を鳴らし、あってはならない行政の在り方を世に問うことを通して、「私たちは健康と生活を守り、先人たちが受け継いだ美しい豊島を自らの手により取り戻し子孫に継承していくため、処分地の産業廃棄物の全面撤去等を求めて、ここに団結し息長く行動していくことを決議する。」

平成五年十二月九日

産廃の撤去を求める豊島住民大会

豊島宣言

「豊かな島を返せ」という私たちの願い、それはかけがえの無いふる里を憂い、ここに生を受け、育まれる命を慈しむ者の心からの願いであります。

私たちは、今、五〇万トンを超える日本最大の有害産業廃棄物不法投棄事件に直面しています。

それは使い捨て社会が生み出した大量の廃棄物が、先祖から受け継いできた美しい島を奪うものでした。

こうした使い捨て社会の被害者は、いつも弱者である過疎地です。都会から不法に運び込まれた廃棄物を前にして私たちはただ『元の美しい島を返せ』という当然の、そして切なる願いを叫び続けているのです。

私たちの叫びは同時に我が国の廃棄物問題の在り方を問いかけるものであります。使い捨て社会からリサイクル社会への転換は豊島事件の解決にかかっているといっても過言ではありません。その意味で豊島事件はもはや豊島だけの問題ではなく、今後の我が国の廃棄物対策の行方を左右する問題でもあります。

そこで今この会場にご同席の皆様のご賛同を得て宣言します。「私たちは豊島事件の解決を過疎地に犠牲を強いる使い捨て社会から、皆で取り組むリサイクル社会への転換点と位置付けるとともに、私たちが先祖から受け継いだ美しい島を子孫に伝えるためここに有害産業廃棄物の完全撤去を求めます。」

平成七年十二月十日

廃棄物対策豊島住民会議

決意

豊島における産業廃棄物不法投棄事件は、兵庫県警による摘発から5年6カ月を迎えました。

摘発後の3年間、香川県によって廃棄物の処理方法が模索されたかに見えましたが、ついにその方法は見いだされませんでした。

民事訴訟の時効成立を前に「もはや私たちのふる里は、私たちが守る以外にない」という事態に至り、私たちは公害紛争処理法に基づく公害調停を申し立てました。

公害調停申し立てから2年6カ月、私たちは調停作業と同時に、座り込みや調査の立ち会いなどあらゆる運動を行ってきました。

その結果として産業廃棄物不法投棄現場の「放置できない状況」と「早急な対策の必要性」が国によって明らかにされました。

公害調停はいよいよ大詰めの段階を迎えています。

一方で、この問題を通して見えてきたのは、「もって行き場のない廃棄物が過疎地の弱者に押し付けられているという現実」であり、求められているのは「大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換である」という事実です。

事件としての豊島問題は、いずれ終わる時がくるでしょう。

しかし、私たち住民にとって本当の意味での問題解決とは「豊かな島と書いて“てしま”といえます」と誇りを持っていえる日がくることなのです。

私たちにとっては、風評により著しくイメージダウンしたこの島が再生したときこそ真の解決なのです。

そのためには、「有害産業廃棄物の撤去」はなくてはならないことであり、まさに撤去を実現することが再生への出発点となるのです。

この2年あまりの事態の進展は、調停作業と平行して自らの意志を自らの行動で示した結果であり、また弁護士をはじめ多くの方々の支援の賜物であります。

ふる里再生をめざし、産業廃棄物の撤去を実現するために、「弱者への廃棄物のしわ寄せを許さぬこと、リサイクルに目を開くこと」を自らの行動で示そうではありませんか。

私たちの決意を看板にし、未来永劫の信念として、いまここに宣言します。

「豊かなふる里、わが手で守る」

平成8年5月6日

廃棄物対策豊島住民会議

議長 安岐 登志一

傷つき汚されたかけがえの無いふる里を、再び豊かな島へと蘇らせ子孫に託すことは、私たちのだれもが持ち合わせる心からの願いであります。

この島では、わが国最大といわれる有害産業廃棄物の不法投棄が起きてしまいました。

それは、健康と生活への不安や行政への不信を引き起こしただけではなく、「安らぎの島」を「ごみの島」「毒の島」へと塗り替えてしまうものでした。

海岸に横たわる膨大な廃棄物は、「命の尊厳」を現代社会が置き忘れてきた証ではないでしょうか。

過密から過疎へと一方通行の廃棄物は、全国の過疎地で、歴史を越え次の世代への巨大な負の遺産になろうとしています。

この事実が地域を越え時間を超えた差別に他なりません。

私たちは、「誇りをもって安心して生きられるふる里」を次の世代に託したいという当然のことを、願っているだけなのです。

そのために必要ならば、島内での中間処理による無害化とそれに要する時間については、私たちが負うことを覚悟もいたしましょう。

しかし同時に、この事件の解決は、今後の廃棄物対策を左右する問題でもあります。

捨て場の無いごみを弱者に押し付けるのではなく、不法にして安易な過疎への投棄廃棄物を排出元へ返し、廃棄物の「ゆくえ」を明らかにする以外に、次の世代へと続くリサイクル社会への道はありません。

ここに、この会場にご同席の皆様のご賛同を得て宣言いたします。「私たちは、豊島の廃棄物のゆくえを明らかにし、廃棄物問題が招く次の世代への差別を断ち切る決起とし、汚された美しい島を自らの手で再生し子孫に託すため、ここに廃棄物の撤去を求めます。」

平成八年十二月一日

大会決議

兵庫県警の摘発からはや六年。

平成^五八年十一月に公害調停を申請し、同年一二月に住民大会で「産業廃棄物の撤去を求めて、団結し息長く行動していくこと」を決議してから丸三年の月日が経過いたしました。

いまだ確固たる解決の手法が見つかったわけではありません。

しかしこの間に、「放置されている産業廃棄物は危険である」という私たちの主張は二億三千六〇〇万円の巨費を投じて行われた国の調査によって証明されました。

さらに、これを放置することは生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあるとして複数の対策案が提示されました。

香川県は、いまだに責任を認めてはいませんが、ついに一応の具体的意見を述べるまでになりました。

これは、三年前私たちが同じこの場で全面撤去を決議し、それを信念として団結し息長く運動してきたたまものであります。

しかしながら、国の調査結果に鑑みると、この廃棄物に何も手を加えないまま撤去し遮断型最終処分場に投棄することは極めて困難と言わざるを得ません。

原状回復のためには、放置された産業廃棄物を島内で中間処理することを受忍せざるを得ないのです。

私たちは今ここに、島内での中間処理を止むをえないものとして受け入れ、最終的に全ての産業廃棄物が豊島から撤去されることを求めて、次のとおり決議します。

「私たちは産業廃棄物の撤去を実現し、壊された美しい島の自然を自らの手によって再生し、子孫に継承していくため、心を一つにして息長く行動していくことを決議する。」

平成八年十一月二四日

今、豊島では、一〇年を要するといわれる、「大量の有害廃棄物処理を未だ誰も経験したことのない中間処理で解決する」ための検討がされようとしています。

なぜ、私たちは、新たな公害を引き起こすかもしれない未知の技術による中間処理を、今後一〇年にもわたって受忍することを決断したのでしょうか。

私たちは、事業者による廃棄物処理計画が明るみに出てから、二二回目の春を迎えました。

この間、反対を続けて来た私たちの目の前で、香川県が無害であることを約束したはずのミミズ養殖業は、わが国最大の有害産業廃棄物不法投棄事件へと変貌したのです。放置されたままの、五〇万トンを超える廃棄物は、極めて有害で処理の困難なものであることが明らかになりました。

私たちは、廃棄物を撤去し、汚された美しい島を自らの手で再生し、子孫に託すために、そして同時に、廃棄物をそのまま島外に撤去することによって、第二の豊島をつくらないために、島内での中間処理を受忍したのです。

私たちにとっては、ぎりぎりの選択でした。

公害等調整委員会は、香川県が、シュレッダーダストを有価物と判断した誤りが豊島事件を引き起こしたことを指摘し、中間処理を前提とした対策を求めました。

国も、これと同じ立場で解決を求め、住民の同意を前提に、国が技術的・財政的支援をすることを表明しました。

その結果、香川県は、ようやく自ら主体となって廃棄物の中間処理に臨むと述べました。

しかし香川県は、中間処理のための調査を行うにあたって、中間処理をおこなう前提であるはずの「香川県の誤り」も、中間処理を行う目的であるはずの「島外撤去」も、いまだ認めようとしません。

この香川県の姿勢が、過去において豊島問題を引き起こし、今現在も問題の解決をいわずに長引かせています。

豊島事件を根本的に解決するためには、香川県がこの姿勢を改める以外にありません。よって、ここに宣言します。

「香川県は、豊島産業廃棄物問題を解決するため、過去における自らの誤りを認めるとともに、中間処理によって廃棄物を極力資源化し、島外に撤去しなければならない」

平成九年三月三〇日

知事の姿勢を問う豊島住民大会

大会決議

1 現在、公調委から、中間合意の内容として以下のものが打診されている。

①香川県は、廃棄物の認定を誤り、豊島総合観光開発株式会社に対する適切な指導監督を怠った結果、本件処分地について深刻な事態を招来したことを認め、遺憾の意を表す。

②香川県は、本件処分地に存する廃棄物及び汚染土壌について、熔融等による中間処理を施すことによって、できる限り再生利用を図り、豊島総合観光開発株式会社により廃棄物が搬入される前の状態に戻すことを目指すものとする。

2 これに対し、香川県は現在この内容の中間合意案を受け入れることを表明している。

ここに見られるように、香川県は自らの誤りを認め、豊島の廃棄物の撤去を目指して中間処理する方向に進まざるを得なくなったのであり、これは私たちの運動とこれを支持する世論の大きな成果である。

3 しかし、公調委が示した中間合意案においては、香川県の誤りによって豊島住民が不安や苦痛を受けたことは認められなかった。しかも豊島住民は香川県に対する損害賠償を行わないものとされている。

さらに、中間合意案においては、これから豊島住民が松浦から取得して中間処理事業に提供しようとしている土地について香川県が無償で使用することが明記されている。結論としてこの中間合意案は、香川県の誤りを認めたものの、豊島住民がその被害者であることは否定したものである。

4 私たちは、これまで力の及ぶ限り廃棄物撤去の運動に取り組み、先に述べた成果を得たのであるが、一方において、私たちの運動は、香川県民はもとより最も身近な土庄町民においてさえ十分な理解を得られる運動になっていなかったこと、これが最大の要因となって私たちの運動の今日の限界を導いていこうとを痛切に反省しなければならない。

5 そこで第一に、私たちが現在おかれている深刻な状況に鑑み、豊島事件の真の解決に向けて、土庄町民の理解を求めることを手初めとして、足元から運動を再び展開して行くことを確認する。

第二に、中間合意を成立させるためには、全豊島住民の十分な理解と認識が不可欠であり、今後私たちは各地区において説明会を開催し、一致団結した住民総意のもとに七月一三日（日曜日）の住民大会において、中間合意の可否に臨むことを確認する。

第三に私たちは、廃棄物を撤去し、再び「豊かな島」として豊島の再生を図るために、豊島弁護団とともに全住民の一層の団結と息長い運動が必要であることを確認する。

平成九年六月二二日

産廃の撤去を実現させる豊島住民大会

宣言(案)

私たちのふる里豊島は傷ついています。汚れています。五〇万トンをこす不法投棄された産業廃棄物によつて。

私たちは豊島をもとの豊かな島に戻したいのです。次の世代の人達に自分達の時代に傷ついたこの島を美しい島、豊かな島に取り戻して渡したいのです。そしてそのために懸命になつて闘かつたという事実を伝えたいのです。

こんな立場から、いまなによりも気になるのは、北海岸を通して廃棄物からにじみだした有害な水が漏れ続けていることなのです。このため瀬戸内海の汚染が続いているのです。

中間処理をするためにも、まず北海岸に止水壁をつくつて作業することは必要なことです。

一日も早く北海岸の早期環境保全工事が必要です。この事実は技術検討委員会も指摘されているところです。

しかし、こんな自明のことですら県知事は、最終合意と一緒になければ工事しないと主張しています。

謝罪という全く当たり前のことすらしない香川県と、どうして私たちが今本格的な最終合意の交渉ができるのでしょうか。

私たちは県が本当に自分達の過去犯してきた誤りについて、心から謝罪して住民に対し、誠意をもつて交渉してほしいのです。金ほしさのためなどといってほしくないのです。

しかし、香川県と住民がこのように争っている間も北海岸の崩壊は続いています。その箇所から有害な水が漏れ続けています。

瀬戸内海は周辺の住民はもとより国民の貴重な海です。この海を危険に曝している状態はすぐにでも止めなければなりません。

豊かで美しいふる里を守りたい、そして国民共有の財産である瀬戸内海を次の世代に引き継いでいきたい。それが私たちの願いであり、責任なのです。

県当局が即刻、北海岸の暫定的環境保全措置に着手されることを要望します。

平成一〇年一二月六日

瀬戸内海を守る豊島住民大会

豊島住民大会 宣言(案)

豊島の住民運動は今年で二十五年目を迎えています。

私たちは、反省しない県行政に対し、そのかたくなな姿勢を改めさせるため、香川県内一〇〇カ所の座談会を開き、豊島問題に対する理解と県政を変えなければならぬ必要性を説きながら県内を回りました。

この運動を通して私たちは学びました。「県政を変えていこう」という新しい一步を踏み出すには大きな勇気が必要になることを。そして自らが勇気をだして踏み出さない限り、何も変わらないし、誰も変えてはくれないことを悟ったのです。

そして私たちは、決意し、石井亨さんを県議会議員選挙の候補者として送り出したのです。また、それだけではありません。島民一人一人が自ら考え、歩み出しました。あるものは広い小豆島を、一軒一軒理解を求めて歩き回り、またあるものは、一日数百件も電話をかけ続けました。

その結果、石井亨さんを当選させることができました。これまでの私たちの訴えや努力が県民に届き、「豊島の心」が小豆島で選挙勝利という形になってあらわれたのです。香川県民は県の姿勢を容認していないことがはつきりしました。また、私たちは、「お上頼み」でなく、県議会で直接訴える新しい道筋をつくったのです。

香川県は、この選挙の結果を真摯に受け止め、豊島問題の真の解決のため、これまでのかたくなな姿勢を改めなければなりません。

私たちは、技術検討委員会の報告書が完成されようとしている今、公害等調整委員会・技術検討委員会の協力のもと、早期に紛争を解決し、香川県と新たな信頼関係を築き、全国民が注目している産業廃棄物を適正に処理し、一日も早く美しい豊島を取り戻すことに全力を尽くすことを宣言します。

一九九九年四月二十五日

豊島住民一同

豊島宣言

安心して暮らせる豊かで美しいふるさと豊島を、そして国民共有の財産である瀬戸内海を、先人から受け継ぎ、子孫に継承していくことが私たちの願いであり、責任である。

二十五年前、産業廃棄物が持ち込まれることを知った私たちが、その阻止のために立ち上がったのは、まさにこの思いからである。

その後、不法に捨てられ、島と海を汚した産業廃棄物を、豊島から完全に撤去させるために団結したのは、まさにこの思いからである。

そして、この深刻な事態を招いた香川県に、その責任を認めさせるために真実を叫び続けたのは、まさにこの思いからである。

平成五年十一月十一日、私たちは不法投棄された産業廃棄物の完全撤去と、香川県の謝罪を求めて公害調停を申請した。その後の道のりは長く、苦しいものであった。しかし、私たちが叫び続けた思いは世論に届き、ゆつくりと広がっていった。世論に支えられながら、私たちは暗闇の中を一步步ずつ前に進むことができた。

去る五月二十六日、公害調停第三十六回期日において、産業廃棄物が平成二十八年度末までに完全撤去されること、この事業には私たちや専門家が関与することなどが盛り込まれた最終合意案が示された。また、香川県は私たちに対して「心から謝罪の意を表する」と責任を明確に認めた。この最終合意案は、去る六月一日の香川県議会で承認され、そして本日、私たちも受け入れることを決議した。

これまで繰り返し叫び続けてきたことが真実であると認められる日がついにきた。香川県はこの真実を認め、私たちに謝罪し、産業廃棄物を完全撤去すると約束した。私たちはここに至る長く苦しい道のりにとらわれることなく、この事業が誠実に行われ、豊島が美しい瀬戸内海の自然と調和する元の姿に戻るよう、「共創」の理念に基づいて行動することを誓う。

しかし、闘いは一つの区切りを迎えたに過ぎない。この二十五年間で、豊島の過疎化と高齢化は著しく進んだ。私たちは豊島を再生し、誇りをもって住み続けられるふるさとを、生まれくる子供たちに引き継いでいくという道を歩み続けなければならない。

私たちはこの二十五年間で得たものを深く心に刻み続け、世界に一つしかない豊かな豊島を築いていくことを、ここに宣言する。

平成十二年六月三日

豊かな島を実現させる豊島住民大会